

委員会提出議案第2号

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年3月24日 提 出

提出者 議会運営委員会

委員長 岡 弘 悟

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例

橋本市議会委員会条例(平成18年橋本市条例第229号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 7人 <u>総合政策部の所管に関する事項</u> 総務部の所管に関する事項 市民生活部の所管に関する事項 危機管理室の所管に関する事項 出納室の所管に関する事項 消防本部の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 公平委員会の所管に関する事項 他の委員会の所管に属しない事項 (2)・(3) 略</p>	<p>(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 7人 総務部の所管に関する事項 市民生活部の所管に関する事項 <u>政策企画室の所管に関する事項</u> <u>秘書広報課の所管に関する事項</u> 危機管理室の所管に関する事項 出納室の所管に関する事項 消防本部の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 公平委員会の所管に関する事項 他の委員会の所管に属しない事項 (2)・(3) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の橋本市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定による常任委員会の委員、委員長又は副委員長(以下「委員等」という。)は、施行日以後は、それぞれ、改正後の橋本市議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定による常任委員会の委員等に選任され、又は互選されたものとみなす。この場合において、委員等の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、旧条例の規定による常任委員会の委員の残任期間とする。